

別表

種目	補聴器の種類	1台（片耳） 当たりの基準額	基準額に含まれるもの	耐用 年数
補聴器の購入	軽度・中等度難聴用ポケット型	150,000 円	①補聴器本体（電池含む） ②イヤモールド	5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型			
	高度難聴用ポケット型			
	高度難聴用耳かけ型			
	重度難聴用ポケット型			
	重度難聴用耳かけ型			
	耳あな型（既製品）		補聴器本体（電池含む）	
	耳あな型（オーダーメイド）			
	骨導式ポケット型			
	骨導式眼鏡型		①補聴器本体（電池含む） ②平面レンズ	
	補聴システム（FM型・デジタル無線方式のものを含む）		①受信機 ②オーディオチュー ③ワイヤレスマイク	
知事が必要と認める特例補装具	知事が必要と認める額（注）	知事が必要と認めるもの		
補聴器の修理	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 528 号）に規定する基準額			

注：特例補装具に係る助成を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。